

dカード利用規約（会員規約）（カード会員番号が「4363」、「5344」又は「5365」からはじまるdカードにかかるdカード利用規約（会員規約））の一部改正

[改正]	[現行]
本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 <第1章 総則> 第1条（略） 第2条（定義） （1）～（30）（略） <u>（31）「ドコモ mini インターネット接続サービス」</u> <u>当社が別に定める「ドコモ mini インターネット接続サービスご利用規則」に規定するドコモ mini 利用者向けインターネット接続サービス</u> （32）「ドコモ UIM カード」 携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、回線契約に基づきお客様に貸与されるカード （33）「iD 提携クレジット会社」 iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社 （34）「Mastercard 提携クレジット会社」 Mastercard と提携する銀行及びクレジット会社 （35）「Visa 提携クレジット会社」 Visa Worldwide と提携する銀行及びクレジット会社 （36）「提携クレジット会社」 iD 提携クレジット会社、Mastercard 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会社その他当社と提携したクレジット会社の総称 （37）「サービスサイト」	本規約は、dカード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。 第1部 一般条項 <第1章 総則> 第1条（略） 第2条（定義） （1）～（30）（略） <u>（新設）</u> （31）「ドコモ UIM カード」 携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、回線契約に基づきお客様に貸与されるカード （32）「iD 提携クレジット会社」 iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社 （33）「Mastercard 提携クレジット会社」 Mastercard と提携する銀行及びクレジット会社 （34）「Visa 提携クレジット会社」 Visa Worldwide と提携する銀行及びクレジット会社 （35）「提携クレジット会社」 iD 提携クレジット会社、Mastercard 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会社その他当社と提携したクレジット会社の総称 （36）「サービスサイト」

d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://dcard.docomo.ne.jp>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします） （3 8）「会員専用サービスサイト」 会員向けの当社のインターネットウェブサイト<https://dcard.docomo.ne.jp/dsw/top/>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）。 第 3 条（略） 〈第 2 章 d カード契約の締結〉 第 4 条～第 1 2 条（略） 第 1 3 条（ご利用携帯電話番号の届出） 1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 （1）（略） （2） 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）	d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<https://dcard.docomo.ne.jp>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします） （3 7）「会員専用サービスサイト」 会 員 向 け の 当 社 の イ ン タ ー ネ ッ ト ウ ェ ブ サ イ ト <https://dcard.docomo.ne.jp/dsw/top/>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）。 第 3 条（略） 〈第 2 章 d カード契約の締結〉 第 4 条～第 1 2 条（略） 第 1 3 条（ご利用携帯電話番号の届出） 1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届け出るものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 （1）（略） （2） 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社の sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は irumo インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。）
---	--

(3) (略) 2 本会員は、第6条第1項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウント（ご利用携帯電話番号として届出できるキャリアフリーdアカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします。また、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリーdアカウントを当社へ届け出る場合及び会員専用サービスサイトより第6条第1項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自ら届出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は、家族会員用dカード発行後の手続きとなります）。なお、家族会員用dカード発行後は、家族会員自らが当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 (1) (略) (2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社のspモード、ahamoインターネット接続サービス、irumoインターネット接続サービス、又は<u>ドコモ mini インターネット接続サービス</u>を使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める5Gサービス契約約款に基づく契約のうち、home5Gプランを契約している携帯電話番号及び5G home でんわ契約において割り振られる070、080 若しくは090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。） (3) 3～5 (略) 第14条 (略) 〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉(略)	(3) (略) 2 本会員は、第6条第1項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウント（ご利用携帯電話番号として届出できるキャリアフリーdアカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします。また、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリーdアカウントを当社へ届け出る場合及び会員専用サービスサイトより第6条第1項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自ら届出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は、家族会員用dカード発行後の手続きとなります）。なお、家族会員用dカード発行後は、家族会員自らが当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。 (1) (略) (2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約において当社のspモード、ahamoインターネット接続サービス、<u>又は</u>irumoインターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（ただし、当社が別途定める5Gサービス契約約款に基づく契約のうち、home5Gプランを契約している携帯電話番号及び5G home でんわ契約において割り振られる070、080 若しくは090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます。） (3) 3～5 (略) 第14条 (略) 〈第3章 dカードサービスに関する管理等〉(略)
--	---

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉（略） 〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉 第 3 4 条（略） 第 3 5 条（d カードサービスの利用停止） 1（略） 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第 2 号から第 6 号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 機等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じさせていただきます。 （1）～（6）（略） （7）本会員のご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービス廃止等当社所定の事由が発生したとき （8）～（11）（略） 3～5（略） 第 3 6 条～第 3 9 条（略） 〈第 6 章 雑則〉 第 4 0 条（免責条項） 当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。 （1）会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、対応携帯電話端末若しくはその	〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉（略） 〈第 5 章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉 第 3 4 条（略） 第 3 5 条（d カードサービスの利用停止） 1（略） 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員の d カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第 2 号から第 6 号までによる d カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又は ATM 機等を通じて d カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じさせていただきます。 （1）～（6）（略） （7）本会員のご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、又は <u>irumo</u> インターネット接続サービス廃止等当社所定の事由が発生したとき （8）～（11）（略） 3～5（略） 第 3 6 条～第 3 9 条（略） 〈第 6 章 雑則〉 第 4 0 条（免責条項） 当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。 （1）会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、対応携帯電話端末若しくはその
---	--

他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき （２）（略） 第４１条～第４８条 第２部 ショッピングサービス 第１章～第３章（略） 第３部 キャッシングサービス 第１章～第４章（略） 【別紙】（略）	他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、<u>若しくは</u> irumo インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき （２）（略） 第４１条～第４８条 第２部 ショッピングサービス 第１章～第３章（略） 第３部 キャッシングサービス 第１章～第４章（略） 【別紙】（略）
---	--